

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害の報告) 第三条 職員について、公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、当該職員に係る庶務を処理する機関（以下「所属機関」という。）の長は、速やかに別記様式による公務・通勤災害発生報告書により実施機関に対し、報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 実施機関の職氏名 二一五 (略)</p>	<p>(災害の報告) 第三条 職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、当該職員に係る庶務を処理する機関（以下「所属機関」という。）の長は、速やかに別記様式による公務・通勤災害発生報告書により実施機関に対し、報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 実施機関の長の職氏名 二一五 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。